また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。その添付がされない場合は、入札に参加できないことがある。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術提案書１を含む。以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　一次審査に関する事項

⑴　一次審査に関する基準　２⑴から⑿までの要件を全て満たす請書、技術資料等を提出した者のうち、下記⑵による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）までに含まれる者を選抜する。

なお、評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　一次審査の評価に関する基準　本工事の一次審査に関する評価項目は、次のとおりとする。

１）技術提案書１の評価

１．「覆工コンクリートの品質確保」に関する技術提案（技術提案書１）

上記、技術提案書１について評価する。

なお、入札説明書に掲載されているＩＣＴ活用施工の対象工種におけるＩＣＴ活用に係る技術提案については、評価の対象としない。但し、ＩＣＴ活用施工に係る技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

２）技術者評価

１．配置予定技術者の能力（施工経験）

上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（１件まで）について評価する。

２．高度なマネジメントの経験　事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務（ＥＣＩ）のうち、いずれかの実績の有無について評価する。

３）企業評価

１．基本企業評価　上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

２．ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価　女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定、若者雇用促進法に基づく認定のうち、いずれかの認定の有無について評価する。

３．国土技術開発賞の受賞実績　国土技術開発賞のうち、最優秀賞、優秀賞、特別賞の受賞実績の有無について評価する。

４　総合評価に関する事項（二次審査）

⑴　総合評価を行う者の基準（二次審査）　３による一次審査で選抜され、技術提案書２を提出した者のうち、契約担当官等から技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

⑵　総合評価の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、３⑵１）における技術提案書１の評価に加え、次のとおりとする。

１）技術提案書２の評価

１．「トンネル掘削時の品質確保」に関する技術提案書（技術提案書２）

上記、技術提案書２について評価する。

なお、入札説明書に掲載されているＩＣＴ活用施工の対象工種におけるＩＣＴ活用に係る技術提案については、評価の対象としない。但し、ＩＣＴ活用施工に係る技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑶　総合評価の方法及び落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・技術提案書１及び２の評価項目について、技術提案書１の満点を30点、技術提案書２の満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

・４⑵２）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値、基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

７）一括審査対象工事の各工事の落札決定は一回目の開札を行った順番に通知する。なお、落札決定には数日以上の日数を要する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。